

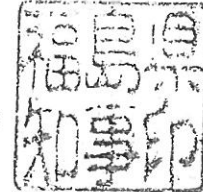


28環共第2325号

平成29年1月13日

福島県環境審議会議長 様

福島県知事



福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則で定める
土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成16年福島県規則第10号。以下「規則」という。）で定める土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて

2 諮問理由

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく特定有害物質が追加され、土壌溶出量基準等が変更されたため、これとの整合性を図るものである。

3 改正内容

- (1) 規則別表第3で定める土壌溶出量基準にクロロエチレンを追加し、1,1-ジクロロエチレンの基準値を変更する。
- (2) 規則別表第5で定める第二溶出量基準にクロロエチレンを追加し、1,1-ジクロロエチレンの基準値を変更する。